

議題

地域公共交通計画策定支援業務受注候補者選定委員会の設置について

説明

本協議会は、「各市町村で策定している法定計画に加え、広域版の地域公共交通計画を策定することにより、広域的な視点で公共交通施策の検討を行うこと」、「4市町村内で運行されている各交通モードを総動員して、利用者数、収支、行政負担などの目標設定、及び、実施状況の分析・評価を明確化することにより、地域住民に対し公共交通施策を明確化すること」、「広域版の地域公共交通計画において、今後維持していきべき路線を位置付けることにより、国等の補助事業の活用が期待でき、持続可能な公共交通の維持につなげること」を目的として、地域公共交通計画の策定を予定しています。

この策定支援業務の受注候補者を公募型プロポーザルにより公平かつ適正に選定するため、「富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会規約」第8条に定める分科会等の位置付けとして、「地域公共交通計画策定支援業務受注候補者選定委員会」を設置するものです。

なお、委員構成は、協議会委員のうちから会長が指名する者とします。